

株券等に関する業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(取扱株券等)</p> <p>第9条 機構は、次に掲げる有価証券のうち、法第6条の2の規定に基づき機構が当該有価証券の発行者の同意を得たものを、機構の行う保管振替業において取り扱うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 証券取引所に上場されている新株予約権付社債券(<u>新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものであって、新株予約権の行使により交付される株式に係る株券が機構において取り扱われるものに限る。以下同じ。)</u></p> <p>(3) 証券取引所に上場されていた新株予約権付社債券(<u>その発行者が当該新株予約権付社債券について期限の利益を喪失している場合又は会社法(平成17年法律第86号)第293条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる当該新株予約権付社債券の効力が無効となる場合を除く。)</u></p> <p>(4) 前2号に掲げる新株予約権付社債券のほか、証券取引所に株券を上場している発行者が発行する新株予約権付社債券のうち、当該新株予約権付社債券の総額が参加者(機構が規則に定める者に限り、参加者以外の者を含む。以下この号において同じ。)に割り当てられるものであって、かつ、当該参加者が、当該新株予約権付社債に係る新株予約権を行使し、新たに<u>交付される株式を不特定多数の者に売却すること</u>を目的としているもののうち、機構が規則で定める要件をすべて満たすもの</p> <p>(5)~(7) (略)</p>	<p>(取扱株券等)</p> <p>第9条 機構は、次に掲げる有価証券のうち、法第6条の2の規定に基づき機構が当該有価証券の発行者の同意を得たものを、機構の行う保管振替業において取り扱うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 証券取引所に上場されている新株予約権付社債券(<u>商法(明治32年法律第48号)第341条ノ3第1項第7号及び第8号に掲げる事項について決議が行われた新株予約権付社債券</u> であって、新株予約権の行使により<u>発行される株式に係る株券が機構において取り扱われるものに限る。以下同じ。)</u></p> <p>(3) 証券取引所に上場されていた新株予約権付社債券(<u>その発行者が当該新株予約権付社債券について期限の利益を喪失している場合を除く。)</u></p> <p>(4) 前2号に掲げる新株予約権付社債券のほか、証券取引所に株券を上場している発行者が発行する新株予約権付社債券のうち、当該新株予約権付社債券の総額が参加者(機構が規則に定める者に限り、参加者以外の者を含む。以下この号において同じ。)に割り当てられるものであって、かつ、当該参加者が、当該新株予約権付社債に係る新株予約権を行使し、新たに<u>発行される株式又は会社から移転される株式を不特定多数の者に売却すること</u>を目的としているもののうち、機構が規則で定める要件をすべて満たすもの</p> <p>(5)~(7) (略)</p>
<p>(取扱株券等の廃止)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(取扱株券等の廃止)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

3 前項の場合において、機構は、株券の発行者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該株券の取扱いを廃止するものとし、当該取扱いを廃止した株券（以下「取扱廃止後株券」という。）のうち、参加者から交付請求のないものにつき、廃棄するものとする。

(1) 会社が債務超過の場合に株式の全部を零にする資本金の額の減少を行ったとき

(2) (略)

(3) 会社が清算結了の登記を行ったとき

4 (略)

(事故報告)

第 19 条の 2 顧客から預託を受けた取扱株券等を機構に預託する参加者は、次に掲げる事故が生じた場合は、直ちにその旨を報告しなければならない。

(1) (略)

(2) 取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人が法令又はこの規程その他の規則に反する行為を行うこと。

(報告及び調査)

第 20 条 機構は、機構の行う保管振替業の適正な運営を確保するために必要かつ適当であると認める場合は、その理由を示して、参加者に対し、機構の行う保管振替業に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該参加者の同意を得て、規則で定める機構の行う保管振替業に係る帳簿（当該帳簿が電磁的記録で作成されている場合は、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面をいう。）の閲覧若しくは法第 16 条第 4 項（法第 39 条、第 39 条の 2 及び第 39 条の 5 並びに証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成 14 年法律第 65 号）第 2 条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第 39 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により機構に預託されたものとみなされた株券その他の有価証券の保管状況の調査をすることができ

3 前項の場合において、機構は、株券の発行者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該株券の取扱いを廃止するものとし、当該取扱いを廃止した株券（以下「取扱廃止後株券」という。）のうち、参加者から交付請求のないものにつき、廃棄するものとする。

(1) 会社が債務超過の場合に株式の全部を零にする資本の減少を行ったとき

(2) (略)

(新設)

4 (略)

(事故報告)

第 19 条の 2 顧客から預託を受けた取扱株券等を機構に預託する参加者は、次に掲げる事故が生じた場合は、直ちにその旨を報告しなければならない。

(1) (略)

(2) 取締役、執行役、監査役又は使用人が法令又はこの規程その他の規則に反する行為を行うこと。

(報告及び調査)

第 20 条 機構は、機構の行う保管振替業の適正な運営を確保するために必要かつ適当であると認める場合は、その理由を示して、参加者に対し、機構の行う保管振替業に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該参加者の同意を得て、規則で定める機構の行う保管振替業に係る帳簿（当該帳簿が電磁的記録で作成されている場合は、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面をいう。）の閲覧若しくは法第 16 条第 4 項（法第 39 条、第 39 条の 2 及び第 39 条の 5 第 1 項並びに証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成 14 年法律第 65 号）第 2 条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第 39 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により機構に預託されたものとみなされた株券その他の有価証券の保管状況の調査をすることが

る。

(新株式の交付の場合における通知等)

第40条 預託株券の株式につき、取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式(会社法第171条第1項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。以下同じ。)の取得、株式の併合若しくは分割、株式無償割当て(同法第185条に規定する株式無償割当てをいう。以下同じ。)、会社の合併、株式交換若しくは株式移転による株式の交付又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えてする株式の交付があった場合は、その新たに交付された株式について、機構は、会社(株主名簿管理人を置く場合は、当該株主名簿管理人。次項において同じ。)から実質株主(法第30条第1項の規定による預託株券の共有者をいう。以下同じ。)の氏名及び住所、株式の種類及び株式数(株券の追加発行による株式の分割及び株式無償割当てに際しては、預託株券の株式の数(株式無償割当ての場合は自己株式に係る株式の数を控除した数)を含む。)並びに株式取得の年月日の通知を受けるものとする。この場合において、実質株主の氏名及び住所の通知については、第83条第1項の実質株主管理番号による。

2~4 (略)

(預託前株券等の取扱い)

第41条 機構は、募集(証券取引法第2条第3項に規定する「有価証券の募集」をいう。以下同じ。)又は売出し(同法第2条第4項に規定する「有価証券の売出し」をいう。以下同じ。)に係る株券の円滑な流通に資するため、準備株券(会社の成立後又は新株の払込期日以後株券として発行される予定のもので、会社法第216条に規定する事項を記載したものをいう。以下同じ。)及び株券(以下これらの準備株券及び株券を併せて「預託前株券等」という。)のうち、次に掲げるものを取り扱う。

(1)~(3) (略)

できる。

(新株発行の場合における通知等)

第40条 預託株券の株式につき、株式の併合、分割若しくは転換、会社の株式交換、株式移転、合併若しくは分割による株式の発行又は株主に新株の引受権を与えてする株式の発行(新株引受権証書が発行された場合を除く。)があった場合は、その新たに発行された株式について、機構は、会社から実質株主(法第30条第1項の規定による預託株券の共有者をいう。以下同じ。)の氏名及び住所、株式の種類及び株式数(株券の追加発行による株式の分割に際しては、預託株券の株式の数を含む。)並びに株式取得の年月日の通知を受けるものとする。この場合において、実質株主の氏名及び住所の通知については、第83条第1項の実質株主管理番号による。

2~4 (略)

(預託前株券等の取扱い)

第41条 機構は、募集(証券取引法第2条第3項に規定する「有価証券の募集」をいう。以下同じ。)又は売出し(同法第2条第4項に規定する「有価証券の売出し」をいう。以下同じ。)に係る株券の円滑な流通に資するため、準備株券(会社の成立後又は新株の払込期日以後株券として発行される予定のもので、商法第225条に規定する事項を記載したものをいう。以下同じ。)及び株券(以下これらの準備株券及び株券を併せて「預託前株券等」という。)のうち、次に掲げるものを取り扱う。

(1)~(3) (略)

2 前項各号の規定は、外国における募集又は売出しについて、それぞれ準用する。この場合において、同項各号中「証券取引法第 5 条に基づく有価証券届出書による届出が同法第 8 条第 1 項によりその効力を生じた後」とあるのは「証券取引法第 24 条の 5 第 4 項に基づく臨時報告書の提出が行われた後」と読み替えるものとする。

(預託前株券等の保管に関する取扱い)

第 42 条 機構は、上場日の 3 営業日前の日に、上場日において参加者（会社から機構に募集又は売出しに係る株券を引き渡すことをもって株券を受領すること及び当該株券を機構に預託することにつき、あらかじめ同意した参加者に限る。）のために保管し、預託を受けることとなるものの預託前株券等を、会社（株主名簿管理人を置く場合は、当該株主名簿管理人。以下この目において同じ。）から一括して受領し、保管する。ただし、会社が前条第 1 項第 3 号（同条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する預託前株券等につき、機構に預入れをしない旨の申出をした場合は、この限りでない。

2 (略)

(準備株券の保管に関する取扱い)

第 49 条 機構は、保険業を営む相互会社(以下「保険相互会社」という。)が保険業法第 85 条の規定により株式会社に組織変更することにより発行する株券がその変更と同時に証券取引所に上場されることとなる場合は、上場日の 3 営業日前の日に、当該株券のうち上場日において当該組織変更により株式の割当てを受けた株主(当該保険相互会社から機構に当該割当てに係る株券を引渡すことをもって株券を受領すること並びに当該株券を第 51 条に規定する指定参加者に預託すること及び当該指定参加者が当該株券を機構に預託することにつき、あらかじめ同意した者であって当該保険相互会社から機構に通知された株式数に係るものに限る。)のために保管し、預託を受けることとなるものの準備株券を、当該保険相

(新設)

(預託前株券等の保管に関する取扱い)

第 42 条 機構は、上場日の 3 営業日前の日に、上場日において参加者（会社から機構に募集又は売出しに係る株券を引き渡すことをもって株券を受領すること及び当該株券を機構に預託することにつき、あらかじめ同意した参加者に限る。）のために保管し、預託を受けることとなるものの預託前株券等を、会社（名義書換代理人を置く場合は、当該名義書換代理人。以下この目において同じ。）から一括して受領し、保管する。ただし、会社が前条第 3 号に規定する預託前株券等につき、機構に預入れをしない旨の申出をした場合は、この限りでない。

2 (略)

(準備株券の保管に関する取扱い)

第 49 条 機構は、保険業を営む相互会社(以下「保険相互会社」という。)が保険業法第 85 条の規定により株式会社に組織変更することにより発行する株券がその変更と同時に証券取引所に上場されることとなる場合は、上場日の 3 営業日前の日に、当該株券のうち上場日において当該組織変更により株式の割当てを受けた株主(当該保険相互会社から機構に当該割当てに係る株券を引渡すことをもって株券を受領すること並びに当該株券を第 51 条に規定する指定参加者に預託すること及び当該指定参加者が当該株券を機構に預託することにつき、あらかじめ同意した者であって当該保険相互会社から機構に通知された株式数に係るものに限る。)のために保管し、預託を受けることとなるものの準備株券を、当該保険相

互会社(株主名簿管理人を置く場合は、当該株主名簿管理人。以下この目において同じ。)から一括して受領し、保管する。

2 (略)

(預託日の制限)

第53条 機構は、次に掲げる日は、株券の預託を受けないことができる。この場合において、機構は、あらかじめその旨を参加者に通知するものとする。

(1) 会社法第124条第1項の規定により会社が定める基準日(第3号において同じ。)

(2) 会社法第749条第1項第6号、第758条第7号若しくは第768条第1項第6号に規定する効力発生日又は同法第180条第2項第2号、第754条第1項、第764条第1項若しくは第774条第1項に規定する日が到来した日

(3) 事業年度を1年とする会社について、事業年度ごとに、当該事業年度の開始の日から起算して6月を経過した日(会社が会社法第454条第5項に規定する中間配当に係る基準日を定めたときの当該基準日を除く。)

(4) (略)

(預託する株券の券種の制限)

第54条 機構は、機構の行う保管振替業の適正な運営を確保するために必要かつ適当であると認める場合は、大券(1株(定款で単元株式数(会社法第2条第20号に規定する単元株式数をいう。以下同じ。)を定める会社の株式にあっては当該単元株式数)を超える株式数を表象する株券をいう。以下同じ。)による預託を受けないことその他の規則で定める措置を講ずることができる。この場合において、機構は、あらかじめその旨を参

互会社(名義書換代理人を置く場合は、当該名義書換代理人。以下同じ。)から一括して受領し、保管する。

2 (略)

(預託日の制限)

第53条 機構は、次に掲げる日は、株券の預託を受けないことができる。この場合において、機構は、あらかじめその旨を参加者に通知するものとする。

(1) 商法第219条第1項、第224条ノ3第1項、第280条ノ4第3項(同法第280条ノ25第3項及び第341条ノ15第4項において準用する場合を含む。)又は第374条ノ7第1項(同法第374条ノ31第3項において準用する場合を含む。)の規定により会社が定める一定の日

(新設)

(2) 営業年度を1年とする会社について、営業年度ごとに、当該営業年度の開始の日から起算して6月を経過した日(当該会社が商法第293条ノ5第1項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合にあっては、営業年度ごとのその日(前号に該当する場合を除く。))

(3) (略)

(預託する株券の券種の制限)

第54条 機構は、機構の行う保管振替業の適正な運営を確保するために必要かつ適当であると認める場合は、大券(1株(定款で1単元の株式の数)を定める会社の株式にあっては1単元の株式の数)を超える株式数を表象する株券をいう。以下同じ。)による預託を受けないことその他の規則で定める措置を講ずることができる。この場合において、機構は、あらかじめその旨を参加者に通知するものとする。

加者に通知するものとする。

(預託株券の名義書換の請求等)

第 57 条 機構は、参加者から株券の預託を受けた後相当の時期に、当該株券につき、預託株券である旨を明らかにして、会社（株主名簿管理人を置く場合は、当該株主名簿管理人。以下この条において同じ。）に対し、機構を株主とする名義書換の請求をする。

2～4 (略)

(預託株券の大券による保管等)

第 58 条 機構は、預託株券の保管の合理化を図るため必要があると認める場合は、法第 28 条の請求に基づく株券の交付に支障のない範囲内において、会社の株主名簿に預託株券に係る株式である旨が記載され、又は記録され、かつ、自己が株主として記載され、又は記録されている株式（以下「機構名義株式」という。）について、会社（株主名簿管理人を置く場合は、当該株主名簿管理人）に対し、株券を大券にして保管するための株券の併合の請求又は会社法第 217 条第 1 項の規定による株券の不所持の申出をする。

(指定証券取引清算機関からの振替請求に基づく参加者口座簿の記載等)

第 69 条 機構は、参加者のうち指定証券取引清算機関（証券取引清算機関（証券取引法第 2 条第 31 項に規定する証券取引清算機関をいう。）のうち、規則で指定する者をいう。以下同じ。）が対象取引（有価証券債務引受業（同法第 2 条第 30 項に規定する有価証券債務引受業をいい、当該指定証券取引清算機関が同法第 156 条の 6 第 1 項の業務を行う場合にあっては、同法第 156 条の 3 第 1 項第 6 号に規定する有価証券債務引受業等をいう。以下同じ。）の対象とする債務の起因となる取引であって、当該指定証券取引清算機関がその業務方法書において定めるものをいう。）の決済に係る株券の授受のための振替の請求を、清算参加者（当該指定証券取引清算機関の業務方法書の

(預託株券の名義書換の請求等)

第 57 条 機構は、参加者から株券の預託を受けた後相当の時期に、当該株券につき、預託株券である旨を明らかにして、会社（名義書換代理人を置く場合は、当該名義書換代理人。以下この条において同じ。）に対し、機構を株主とする名義書換の請求をする。

2～4 (略)

(預託株券の大券による保管等)

第 58 条 機構は、預託株券の保管の合理化を図るため必要があると認める場合は、法第 28 条の請求に基づく株券の交付に支障のない範囲内において、会社の株主名簿に預託株券に係る株式である旨が記載され、又は記録され、かつ、自己が株主として記載され、又は記録されている株式（以下「機構名義株式」という。）について、会社に対し、株券を大券にして保管するための株券の併合の請求又は商法第 226 条ノ 2 第 1 項の規定による株券の不所持の申出をする。

(指定証券取引清算機関からの振替請求に基づく参加者口座簿の記載等)

第 69 条 機構は、参加者のうち指定証券取引清算機関（証券取引清算機関（証券取引法第 2 条第 31 項に規定する証券取引清算機関をいう。）のうち、規則で指定する者をいう。以下同じ。）が対象取引（有価証券債務引受業（同法第 2 条第 30 項に規定する有価証券債務引受業をいい、当該指定証券取引清算機関が同法第 156 条の 6 第 1 項の業務を行う場合にあっては、同法第 156 条の 3 第 1 項第 5 号に規定する有価証券債務引受業等をいう。以下同じ。）の対象とする債務の起因となる取引であって、当該指定証券取引清算機関がその業務方法書において定めるものをいう。）の決済に係る株券の授受のための振替の請求を、清算参加者（当該指定証券取引清算機関の業務方法書の

定めるところにより、当該指定証券取引清算機関が行う有価証券債務引受業の相手方となるための資格を有する者をいう。)であって株券の渡方の参加者に代わって当該指定証券取引清算機関から受けた場合は、当該指定証券取引清算機関が指定した振替をする日に、参加者口座簿に当該振替に係る所要の記載をする。

2 (略)

(顧客等からの株券の交付請求等)

第74条 (略)

2 (略)

3 参加者は、单元未満株式(会社法第189条第1項に規定する单元株式数に満たない数の株式をいう。以下同じ。)に係る株券(以下「单元未満株券」という。)を発行しない旨を定款に定める会社の单元未満株券については、顧客等からの交付の請求に応じることができない。

(单元未満株式の買取請求)

第78条 機構は、実質株主たる参加者が法第34条第1項第1号の規定による買取請求をする場合、又は実質株主たる顧客が参加者を經由して同項の規定による買取請求をする場合は、これを会社(株主名簿管理人を置く場合は、当該株主名簿管理人。以下この目において同じ。))に取り次ぐ。

2~4 (略)

(单元未満株式の売渡請求)

第78条の2 機構は、実質株主たる参加者が法第34条第1項第2号の規定による売渡請求をする場合、又は実質株主たる顧客が参加者を經由して同号の規定による売渡請求をする場合は、これを会社に取り次ぐ。

2 参加者は、会社から前項の規定による売渡請求に係る株式の移転を受けた場合は、顧客口座簿に所要の記載又は記録をするものとする。

(実質株主の報告)

第81条 参加者は、次の各号のいずれかに該当す

定めるところにより、当該指定証券取引清算機関が行う有価証券債務引受業の相手方となるための資格を有する者をいう。)であって株券の渡方の参加者に代わって当該指定証券取引清算機関から受けた場合は、当該指定証券取引清算機関が指定した振替をする日に、参加者口座簿に当該振替に係る所要の記載をする。

2 (略)

(顧客等からの株券の交付請求等)

第74条 (略)

2 (略)

3 参加者は、单元未満株式(商法第221条第1項に規定する一単元の株式の数に満たない数の株式をいう。以下同じ。)に係る株券(以下「单元未満株券」という。)を発行しない旨を定款に定める会社の单元未満株券については、顧客等からの交付の請求に応じることができない。

(单元未満株式の買取請求)

第78条 機構は、実質株主たる参加者が法第34条第1項第1号の規定による買取請求をする場合、又は実質株主たる顧客が参加者を經由して同項の規定による買取請求をする場合は、これを会社に取り次ぐものとする。

2~4 (略)

(单元未満株式の買増請求)

第78条の2 機構は、実質株主たる参加者が法第34条第1項第2号の規定による買増請求をする場合、又は実質株主たる顧客が参加者を經由して同号の規定による買増請求(以下「買増請求」という。)をする場合は、これを会社に取り次ぐ。

2 参加者は、会社から買増請求に係る株式の移転を受けた場合は、顧客口座簿に所要の記載又は記録をするものとする。

(実質株主の報告)

第81条 参加者は、次の各号のいずれかに該当す

る場合は、法第 31 条第 4 項の規定に基づき、機構に対し、当該各号に定める実質株主(当該参加者が顧客預託分として預託した株券の株式に係るものに限る。)について、銘柄ごとに、氏名及び住所並びに株式数を機構に報告しなければならない。この場合において、参加者は、当該株式に係る顧客(施行規則第 10 条第 2 項に規定する場合において、顧客から他の者が実質株主である旨の申出があったときは、その者)を実質株主として報告しなければならない。

(1) 会社が基準日(会社法第 124 条第 1 項に規定する基準日をいう。第 3 号において同じ。) を定めたとき。

その日の実質株主

(2) 会社法第 749 条第 1 項第 6 号、第 758 条第 7 号若しくは第 768 条第 1 項第 6 号に規定する効力発生日又は同法第 180 条第 2 項第 2 号、第 754 条第 1 項、第 764 条第 1 項若しくは第 774 条第 1 項に規定する日が到来したとき。

その日の実質株主

(3) 事業年度を 1 年とする会社について、事業年度ごとに、当該事業年度の開始の日から起算して 6 月を経過したとき(会社が会社法第 454 条第 5 項に規定する中間配当に係る基準日を定めたときを除く。)

当該事業年度の開始の日から起算して 6 月を経過した日の実質株主

(実質株主の通知)

第 82 条 機構は、前条各号のいずれかに該当した場合は、法第 31 条第 1 項の規定に基づき、会社(株主名簿管理人を置く場合は、当該株主名簿管理人。以下この節において同じ。)に対し、当該各号に定める実質株主について、銘柄ごとに、

る場合は、法第 31 条第 4 項の規定に基づき、機構に対し、当該各号に定める実質株主(当該参加者が顧客預託分として預託した株券の株式に係るものに限る。)について、銘柄ごとに、氏名及び住所並びに株式数を機構に報告しなければならない。この場合において、参加者は、当該株式に係る顧客(施行規則第 10 条第 2 項に規定する場合において、顧客から他の者が実質株主である旨の申出があったときは、その者)を実質株主として報告しなければならない。

(1) 会社が商法第 224 条ノ 3 第 1 項の規定により一定の日を定めたとき。

その日の実質株主

(2) 会社が商法第 219 条第 1 項、第 280 条ノ 4 第 3 項(同法第 280 条ノ 25 第 3 項及び第 341 条ノ 15 第 4 項において準用する場合を含む。) 及び第 374 条ノ 7 第 1 項(同法第 374 条ノ 31 第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により一定の日を定めたとき。

その日の実質株主

(3) 営業年度を 1 年とする会社について、営業年度ごとに、当該営業年度の開始の日から起算して 6 月を経過したとき(当該会社が商法第 293 条ノ 5 第 1 項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合にあっては、営業年度ごとに、その日が到来したとき(第 1 号に該当する場合を除く。))。

当該営業年度の開始の日から起算して 6 月を経過した日の実質株主(当該会社が同項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合にあっては、営業年度ごとのその日の実質株主)

(実質株主の通知)

第 82 条 機構は、前条各号のいずれかに該当した場合は、法第 31 条第 1 項の規定に基づき、会社に対し、当該各号に定める実質株主について、銘柄ごとに、氏名及び住所並びに株式数を、速やかに会社に対し通知するものとする。この場合にお

氏名及び住所並びに株式数を、速やかに会社に対し通知するものとする。この場合において、機構は、参加者が自己分として預託した株券の株式に係る実質株主についてはその参加者（施行規則第10条第1項に規定する場合において、参加者から他の者が実質株主である旨の申出があったときは、その者）を、参加者が顧客預託分として預託した株券の株式に係る実質株主については前条の規定により参加者から報告を受けた者を、実質株主として通知する。

（準備新株予約権付社債券の取扱い）

第88条の2 機構は、第9条第4号に規定する新株予約権付社債券の保管及び受渡しの合理化を図るため、当該新株予約権付社債券に係る準備新株予約権付社債券（払込期日以後新株予約権付社債券として発行されるもので、会社法第292条第1項に規定する事項を記載したものをいう。以下同じ。）を取り扱う。

2~7 （略）

（預託新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使）

第92条 （略）

2 参加者は、顧客からの新株予約権の行使の申出を機構に取り次ぐ場合は、機構に対し、その新株予約権の行使により新たに交付される株式の実質株主となるべき者の氏名及び住所を報告しなければならない。この場合において、参加者は、当該顧客（施行規則第11条において準用する施行規則第10条第2項に規定する場合において、当該顧客から他の者が実質株主となるべき者である旨の申出があったときは、当該他の者）を実質株主となるべき者として報告しなければならない。

3 （略）

4 第40条の規定は第1項の規定による新株予約権の行使により新たに株式が交付された場合について、第83条の規定は前2項の規定による実質株主となるべき者に係る報告及び通知について、

いて、機構は、参加者が自己分として預託した株券の株式に係る実質株主についてはその参加者（施行規則第10条第1項に規定する場合において、参加者から他の者が実質株主である旨の申出があったときは、その者）を、参加者が顧客預託分として預託した株券の株式に係る実質株主については前条の規定により参加者から報告を受けた者を、実質株主として通知する。

（準備新株予約権付社債券の取扱い）

第88条の2 機構は、第9条第4号に規定する新株予約権付社債券の保管及び受渡しの合理化を図るため、当該新株予約権付社債券に係る準備新株予約権付社債券（払込期日以後新株予約権付社債券として発行されるもので、商法第341条ノ8第2項に規定する事項を記載したものをいう。以下同じ。）を取り扱う。

2~7 （略）

（預託新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使）

第92条 （略）

2 参加者は、顧客からの新株予約権の行使の申出を機構に取り次ぐ場合は、機構に対し、その新株予約権の行使により新たに発行される株式の実質株主となるべき者の氏名及び住所を報告しなければならない。この場合において、参加者は、当該顧客（施行規則第11条において準用する施行規則第10条第2項に規定する場合において、当該顧客から他の者が実質株主となるべき者である旨の申出があったときは、当該他の者）を実質株主となるべき者として報告しなければならない。

3 （略）

4 第40条の規定は第1項の規定による新株予約権の行使により新たに株式が発行された場合について、第83条の規定は前2項の規定による実質株主となるべき者に係る報告及び通知について、

第 86 条の規定は第 2 項後段及び前項の規定により顧客又は参加者から他の者が実質株主となるべき者である旨の申出があった場合について準用する。

5 (略)

(別途保管新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使)

第 92 条の 2 機構は、預託新株予約権付社債券について、法第 22 条第 1 項に規定する参加者又は参加者を經由した顧客からの新株予約権の行使の申出を受けた場合は、参加者又は顧客の指図に基づき、当該新株予約権付社債券を混蔵保管から離脱させ、当該参加者又は当該顧客のために、遅滞なく、別途保管する。

2 (略)

3 前条第 2 項から第 4 項までの規定(会社が次条第 1 項の規定に基づき、会社が有する自己の株式の振替をする場合においては、前条第 4 項において準用する第 40 条の規定を除く。)は、前項の規定に基づいて新株予約権の行使をする場合について準用する。

4 (略)

(別途保管新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使に伴う口座振替)

第 92 条の 3 会社は、参加者又は顧客の請求に基づき機構が別途保管新株予約権付社債券に係る新株予約権を行使した場合であって、かつ、会社が有する自己の株式が当該会社の株主名簿管理人となっている参加者(以下この条において「振替元参加者」という。)の顧客口座簿に記載又は記録されているときは、当該顧客口座簿に記載又は記録されている株式につき、当該新株予約権の

第 86 条の規定は第 2 項後段及び前項の規定により顧客又は参加者から他の者が実質株主となるべき者である旨の申出があった場合について準用する。

5 (略)

(別途保管新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使)

第 92 条の 2 機構は、預託新株予約権付社債券について、法第 22 条第 1 項第 2 号による、参加者又は参加者を經由した顧客からの新株予約権の行使の申出を受けた場合は、参加者又は顧客の指図に基づき、当該新株予約権付社債券を混蔵保管から離脱させ、当該参加者又は当該顧客のために、遅滞なく、別途保管する。

2 (略)

3 前条第 2 項から第 4 項までの規定(会社が次条第 1 項の規定に基づき、会社が有する自己の株式の振替をする場合においては、前条第 4 項において準用する第 40 条の規定を除く。)は、前項の規定に基づいて新株予約権の行使をする場合について準用する。この場合において、同条第 2 項中「新たに発行される株式」とあるのは「新たに発行される株式又は会社から移転される株式」と、同条第 4 項中「新たに株式が発行された場合」とあるのは「新たに株式が発行された場合又は会社から株式が移転された場合」と読み替えるものとする。

4 (略)

(別途保管新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使に伴う口座振替)

第 92 条の 3 会社は、参加者又は顧客の請求に基づき機構が別途保管新株予約権付社債券に係る新株予約権を行使した場合であって、かつ、会社が有する自己の株式が当該会社の名義書換代理人となっている参加者(以下この条において「振替元参加者」という。)の顧客口座簿に記載又は記録されているときは、当該顧客口座簿に記載又は記録されている株式につき、当該新株予約権の

行使又は取次ぎを行った参加者(以下この条において「振替先参加者」という。)の口座への振替を振替元参加者に対して請求することができる。

2~5 (略)

(預託新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使に伴う単元未満株式の買取請求)

第93条 (略)

2 前項の規定による買取請求の取次ぎをする場合において、機構が会社に対して行う買取請求に係る単元未満株式の数に相当する株式数の株券の提出については、第92条による預託新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使により新たな株式が交付されたときに、当該株券の提出が行われたものとして取り扱う。

3~5 (略)

(別途保管新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使に伴う単元未満株式の買取請求)

第93条の2 (略)

2 前条第2項から第4項までの規定は、別途保管新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使と同時に当該新株予約権の行使により生じる単元未満株式の買取請求を会社に取り次ぐ場合について準用する。この場合において、同条第2項中「預託新株予約権付社債券」とあるのは「別途保管新株予約権付社債券」と読み替えるものとする。

3 (略)

(指定元利金支払事務取扱参加者の届出)

第94条 参加者は、預託新株予約権付社債券(第9条第4号に規定する新株予約権付社債券については社債管理者を設置している場合に限る。以下この節において同じ。)について会社から元利金支払事務の委託を受け、かつ、機構に対して預託新株予約権付社債券の元利金支払事務に係る約諾を行っている参加者(以下「元利金支払事務取

行使又は取次ぎを行った参加者(以下この条において「振替先参加者」という。)の口座への振替を振替元参加者に対して請求することができる。

2~5 (略)

(預託新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使に伴う単元未満株式の買取請求)

第93条 (略)

2 前項の規定による買取請求の取次ぎをする場合において、機構が会社に対して行う買取請求に係る単元未満株式の数に相当する株式数の株券の提出については、第92条による預託新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使により新たな株式が発行されたときに、当該株券の提出が行われたものとして取り扱う。

3~5 (略)

(別途保管新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使に伴う単元未満株式の買取請求)

第93条の2 (略)

2 前条第2項から第4項までの規定は、別途保管新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使と同時に当該新株予約権の行使により生じる単元未満株式の買取請求を会社に取り次ぐ場合について準用する。この場合において、同条第2項中「預託新株予約権付社債券」とあるのは「別途保管新株予約権付社債券」と、「新たな株式が発行されたとき」とあるのは「新たな株式が発行されたとき又は会社から株式が移転されたとき」と読み替えるものとする。

3 (略)

(指定元利金支払事務取扱参加者の届出)

第94条 参加者は、預託新株予約権付社債券(第9条第4号に規定する新株予約権付社債券については社債管理会社を設置している場合に限る。以下この節において同じ。)について会社から元利金支払事務の委託を受け、かつ、機構に対して預託新株予約権付社債券の元利金支払事務に係る約諾を行っている参加者(以下「元利金支払事務

扱参加者」という。)の中から、参加者自己及び顧客預託分の預託新株予約権付社債券に係る元利金支払事務を行うべき者を、指定元利金支払事務取扱参加者として機構に対して届け出なければならない。

2 (略)

(元利金支払事務取扱参加者に係る機構の事務)

第 96 条 機構は、預託新株予約権付社債券の元利金支払事務に係る約諾に基づき、元利金支払事務取扱参加者に代わって次に掲げる事務を行う。

(1) 代表社債管理者(新株予約権付社債の社債管理者(社債募集の受託会社を含む。))又は担保付社債信託法(明治 38 年法律第 52 号)第 5 条に規定する信託会社の代表であって、かつ、会社との契約により当該新株予約権付社債の元利金の支払に必要な資金(以下「元利金支払基金」という。))を受領し、各元利金支払事務取扱者に分配する者をいう。以下同じ。)に対する元利金支払基金の請求

(2)・(3) (略)

(4) 前号の処理を行った利札及び新株予約権付社債券の代表社債管理者への提出及び支払報告

(準用規定)

第 100 条 第 4 章の規定(第 36 条第 5 項、第 1 節第 1 款第 6 目並びに第 57 条(第 1 項を除く。))、第 74 条第 3 項、第 75 条第 2 項、第 78 条及び第 78 条の 2 の規定を除く。)は、協同組織金融機関の優先出資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」とあるのは、「実質優先出資者」と読み替えるものとする。

2 (略)

平成 17 年 7 月 1 日改正附則

この改正規定は、平成 17 年 7 月 1 日から施行し、同日以後預託を受ける新株予約権付社債券につ

取扱参加者」という。)の中から、参加者自己及び顧客預託分の預託新株予約権付社債券に係る元利金支払事務を行うべき者を、指定元利金支払事務取扱参加者として機構に対して届け出なければならない。

2 (略)

(元利金支払事務取扱参加者に係る機構の事務)

第 96 条 機構は、預託新株予約権付社債券の元利金支払事務に係る約諾に基づき、元利金支払事務取扱参加者に代わって次に掲げる事務を行う。

(1) 代表社債管理会社(新株予約権付社債の社債管理会社(社債募集の受託会社を含む。))又は担保付社債信託法(明治 38 年法律第 52 号)第 5 条に規定する信託会社の代表であって、かつ、会社との契約により当該新株予約権付社債の元利金の支払に必要な資金(以下「元利金支払基金」という。))を受領し、各元利金支払事務取扱者に分配する者をいう。以下同じ。)に対する元利金支払基金の請求

(2)・(3) (略)

(4) 前号の処理を行った利札及び新株予約権付社債券の代表社債管理会社への提出及び支払報告

(準用規定)

第 100 条 第 4 章の規定(第 36 条第 4 項及び第 5 項、第 38 条第 3 項、第 1 節第 1 款第 6 目並びに第 57 条(第 1 項を除く。))、第 74 条第 3 項、第 75 条第 2 項、第 78 条及び第 78 条の 2 の規定を除く。)は、協同組織金融機関の優先出資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」とあるのは、「実質優先出資者」と読み替えるものとする。

2 (略)

平成 17 年 7 月 1 日改正附則

1 この改正規定は、平成 17 年 7 月 1 日から施行し、同日以後預託を受ける新株予約権付社債券につ

て適用する。

(削る)

附 則

この改正規定は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の施行の日から施行する。

いて適用する。

- 2 この改正規定施行の日以後の日において、第 9 条第 4 号に規定する新株予約権付社債券の発行者が株式分割の効力の発生日を商法 219 条第 1 項に規定する一定の日（以下「基準日」という。）から起算して最初の営業日後の日とする決議を行った場合は、参加者は基準日の前営業日までに、請求により当該新株予約権付社債券の交付を受けなければならない。